

週休2日工事に関するQ&A

（「現場閉所」の考え方）

Q1. 「現場閉所」とは？

A1. 週休2日制における「現場閉所」とは、自社が受注した当該工事（同一敷地内の他者が受注した工事を除く）の現場において、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいい、建設機械の稼働および作業員の労働を終日休止している状態を指します。

Q2. 閉所日には、会社（本社・営業所等）や他の現場も全て休む必要がありますか？

A2. 週休2日制における「現場閉所」については契約単位で判断するため、会社や他の現場が稼働していても、当該現場について作業が休止されていれば閉所とします。

Q3. 当該現場の閉所日に、作業員や下請け企業が他の工事現場で働く事は認められますか？

A3. 作業員や下請け企業が、閉所日に他の現場に従事することについては制限しません。

Q4. 現場代理人や主任技術者等が会社等で内業をする事は認められますか？

A4. 閉所日に当該現場以外（会社等）で書類作成等の内業を行うことや、兼務が認められている他の現場に従事することについては制限しません。

Q5. 「現場閉所の扱いとみなされる作業」の定義は？

A5. 巡回パトロールや台風等の自然要因による現場事務所での待機、建設機械のメンテナンス等、現場管理上必要な作業で本体工事の進捗UPに資するものでない作業を指します。

Q6. 現場作業は無いが、現場代理人等が地元や警察との協議を行った日については閉所扱いとなりますか？

A6. 現場で作業を行っていない状態であれば基本的には閉所扱いとなりますが、必要性や内容により異なるため、監督職員と事前に協議願います。

Q7. 休日に現場見学会や社会貢献活動等を実施する場合には閉所扱いとなりますか？

A7. 現場見学会や社会貢献活動等の実施のみを行う場合については閉所扱いとなります。

Q8. コンクリート打設に伴う養生のため散水を行うこと等は閉所扱いとなりますか？

A8. 養生のために散水を行うことは、現場管理上必要な作業であり、閉所扱いとなります。

Q9. 大雪のため作業員による現場の除雪作業のみを行い、本体工事を行っていない場合は閉所扱いとなりますか？

A9. 監督職員と協議の上「現場保全や安全管理上必要な作業」として判断されれば閉所扱いとします。

Q10. 現場事務所を設置しない工事であっても、週休2日の対象工事となりますか？

A10. 現場事務所の有無は関係ありません。

(週休2日の対象期間、達成基準)

Q11. 週休2日の対象期間は？

A11. 工事着手日(週の途中から着手した当該週は除く)から完成日までの期間(工場製作期間(現場が稼働していない場合のみ)、および現場条件等により監督職員が対象外と認めた期間を除く)が対象となります。

Q12. 工場製作期間(PC 上部工、鋼橋上部工、設備製作等)は対象期間に入りますか？

A12. 工場製作期間は対象期間から除きますが、工場製作と現場作業が並行して行われる場合には、現場作業は対象期間となります。

Q13. 着手日や完成日が週の途中である期間の取り扱いは？

A13. 工事に着手した日が週の途中であれば、次週の日曜日から土曜日まで。完成日が週の途中となる場合は、前週の土曜日までが対象期間となります。

Q14. 週の途中から着手し、翌週の途中に完成した工事についての取り扱いは？

A14. 工事期間内の土日の数以上の現場閉所を行えば、週休2日達成と見なします。ただし、現場作業日数が5日以下となる工事については除きます。

Q15. 天候不順などにより、週2日以上現場閉所が工事期間内で1週でも未実施となった場合、減額となるのか？

A15. 工事期間内において、現場閉所を約7割以上の週で実施し、残りの週については、工事期間内で受注者が任意で代替日を選定し、現場閉所を行えば週休2日達成と見なし、減額とはなりません。

Q16. 達成基準となる現場閉所期間の約7割の算出方法は？

A16. 例えば、工事期間が12週の場合、 $12 \text{ 週} \times 0.7 = 8.4 \div 8 \text{ 週}$ (四捨五入)となります。

Q17. 現場閉所未実施日の代替の選定方法は？

A17. 例えば、未実施の週が4週あった場合(1週あたり1日だけの現場閉所)、未実施となる4日分を工事期間内の任意の週で代替えできます。この場合、週休2日に加え、代替日の休日を加算し、現場閉所することになります。

Q18. 現場閉所の代替えの設定に制限はあるのか？

A18. 下記の期間を代替日とすることはできません。

- ・年末年始(12/29～1/3)
- ・準備・後片付けの期間

Q19. 準備・後片付け期間とは、具体的にどういった期間か？

A19. 受注者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等を「準備期間」とし、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等を「後片付け期間」としています。

(閉所の確認と対応)

Q20. 閉所の確認にあたっては、どのような証明が必要ですか？

A20. 打ち合わせ日等を利用し、月報により受発注者で閉所日の確認を行います。月報に虚偽の記載があった場合には指名停止等のといったペナルティの対象となります。

Q21. 天候不順日が続いた場合や当初想定していなかった現場条件の変更(地質等)により必要作業日数が増えた場合、週休2日を達成するために工期延期は認められますか？

A21. やむを得ない事由により工期延期が必要となった場合については、監督職員と協議のうえ工期延期をするなど対応を検討します。

Q22. 週休2日が達成できなかった場合、工事成績は減点されますか？

A22. 週休2日未達成による工事成績の減点は行いません。

Q23. 週休2日工事において、受注者の責によらない理由により特定期間のみ週休2日が未達成となった場合には、減額変更されませんか？

A23. 受注者の責によらない理由により休日が2日以上取れなかった場合は、監督職員と協議のうえ認められた場合には特定の期間を対象期間から除くなどの対応をします。

Q24. 指名停止等の措置が適用される場合とは、どの様な場合ですか？

A24. 月報に虚偽の記載を行うなど、明らかに悪質な行為を行った場合が想定されます。

Q25. 週休2日に関する協議はどのように行えば良いですか？

A25. 工事着手前に監督職員と達成条件や達成するための工程上の工夫等について十分に打ち合わせを行ってください。また工期途中で疑義等が生じた場合には、その都度監督職員と行き、工事打ち合わせ簿で記録してください。

(その他)

Q26. 現場閉所日に交通誘導員を配置する必要が生じた場合、交通誘導員のみが現場で誘導している場合は閉所と認められますか？

A26. 交通誘導員以外が作業を行っていないければ、閉所とみなします。

Q27. 週休2日を達成するためにプレキャスト製品等を使用した場合は、設計変更（増額）の対象となりますか？

A27. 休日を設けるための現場での工夫や調整等に対し単価の割増補正しているため、週休2日を達成するための工法変更や資材変更による増額については、設計変更の対象とはなりません。

Q28. 週休2日を指定せず発注された工事で、週休2日を達成した場合は？

A28. 発注時に指定されていない工事については、週休2日を達成した場合でも単価等の補正は行いません。

Q29. 週休2日工事の対象外となる「その他、工期又は作業工程に制約がある等の事由により発注者が週休2日の実施に適さないと認める工事」とは、具体的にどのような工事が対象ですか？

A29. 週休2日の実施が現場条件（完成期限や関連工事等）に大きく影響する工事として、種々の条件により施工日や施工時間が限られている工事や供用開始日が差し迫っている工事等、発注者が週休2日の実施が困難と認める工事を対象としています。

具体的には、他の工事と施工箇所や施工ヤード、仮設物等が近接または共用するなど、施工条件に制限がある場合や、他工事との土砂の受入・搬出を行う工事で工程が他工事に影響を受ける場合、地元条件による制限などを想定しています。